

（仮称）日野町認定こども園施設整備事業 設計委託業務
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和7年8月に策定した「日野町認定こども園整備基本構想（以下、「基本構想」という。）に基づき、令和10年度に開園を目指す（仮称）日野町認定こども園整備に関する設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、日野町（以下「町」という。）が受託者に委託する本業務について、町と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査をプロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

2 業務概要

- | | | | |
|------------|--|--------------------|--------|
| （1）業 務 名 | （仮称）日野町認定こども園施設整備事業 設計委託業務 | | |
| （2）業 務 内 容 | （仮称）日野町認定こども園施設整備事業の基本設計業務
（仮称）日野町認定こども園施設整備事業の実施設計業務 | | |
| （3）履 行 期 間 | 基本設計 | 契約締結日から令和8年3月26日まで | |
| | 実施設計 | 令和8年12月下旬（予定） | |
| （4）契約上限額 | 基本設計 | 8,778 千円（税込） | |
| | 実施設計 | 55,836 千円（税込） | ※予算成立後 |
| | 計 | 64,614 千円（税込） | |
| （5）その他 | 造成設計、地質調査、現地測量（平面、縦横断測量等）は、別途発注 | | |

3 施設の概要

- | | |
|---------------|---|
| （1）用 途 | 認定こども園（幼保連携型） |
| （2）建設予定地 | 滋賀県蒲生郡日野町大字松尾・河原 別紙「特記仕様書」のとおり |
| （3）敷 地 面 積 | 約 14,000 m ² （規模：延床面積 3,200 m ² を上限とする） |
| （4）必要な室等 | 別紙「特記仕様書」のとおり |
| （5）業務計画及び年次計画 | 別紙 |

4 審査方法

審査は、参加資格審査及び、技術提案書による審査を行う。

5 参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- （1）令和7年度日野町指名競争入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント）に登録された者
- （2）滋賀県内に本社を有する者であること。
- （3）滋賀県及び町の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受

けていること。

- (6) 管理技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- (7) 管理技術者は、技術提案書等の提出があった日の前日から起算して 3 月以上前から当該参加者と直接的な雇用関係にあること。
- (8) 管理技術者は、公示日を基準として過去 10 年以内に、国または地方公共団体等が発注した認定こども園、幼稚園、保育所（園）（延べ床 1,000 ㎡以上）に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。
- (9) 参加者は、公示日を基準とした過去 10 年以内に、国または地方公共団体等が発注した認定こども園、幼稚園、保育所（園）（延べ床 1,000 ㎡以上）に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (13) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条に基づき清算の開始がなされていない者。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行為を行っていない者。

6 技術提案に配慮する事項

別紙、特記仕様書及び、基本構想（令和 7 年 8 月）のとおり

7 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

①	技術提案募集開始	令和 7 年 10 月 10 日（金）
②	技術提案書作成等に関する質問受付期限	令和 7 年 10 月 23 日（木）
③	技術提案書作成等に関する回答期限	令和 7 年 10 月 28 日（火）
④	参加表明書の受付締切り	令和 7 年 11 月 7 日（金）
⑤	参加資格者の決定日 ※参加表明者が多数いる場合、5 者程度を選考する。	令和 7 年 11 月 14 日（金）
⑥	技術提案書等受付締切り	令和 7 年 12 月 12 日（金）
⑦	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 7 年 12 月下旬
⑧	審査結果通知	令和 7 年 12 月下旬
⑨	見積合わせ・契約締結	令和 7 年 12 月下旬

※上記、スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

8 応募手続き

(1) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

実施要領等に関する質疑がある場合は、以下のとおり質問書（様式 13）を提出すること。

①受付期限 令和 7 年 10 月 23 日（木） 午後 5 時まで（必着）

②提出方法

質問書（様式 13）を事務局へ持参、電子メール、または F A X すること。F A X 送付後は必ず電話により到着確認を行うこと。

メールアドレス：kodomo@town.shiga-hino.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 28 日（火）までにホームページにて公表する。

ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。

※回答にあたっては、質問者名は公表しない。

※質問の回答内容は実施要領の追加または修正とみなす。

(2) 参加表明書の作成要領

参加表明しようとする者は、以下の書類を提出すること。

①提出書類及び部数

- | | |
|--------------------------|--------|
| ア 参加表明書 | (様式 1) |
| イ 設計事務所の体制 | (様式 2) |
| ウ 事務所の業務実績 | (様式 3) |
| エ 管理技術者・主任技術者・照査技術者の業務実績 | (様式 4) |
| オ 協力事務所 ※協力事務所がある場合のみ | (様式 5) |

②提出期限 令和 7 年 11 月 7 日（金） 午後 5 時まで（必着）

③提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送する場合は簡易書留に限る。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(3) 技術提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

①提出書類及び部数

- | | |
|-------------|---------|
| ア 技術提案書 | (様式 6) |
| イ プロポーザル提案書 | (様式 7) |
| ウ 業務の実施方針 | (様式 8) |
| エ 概算見積書 | (様式 9) |
| オ 設計見積書 | (様式 10) |
| カ 技術提案書等確認書 | (様式 11) |

※設計見積書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。なお、設計見積書は契約上限額の領域内で提案すること。

※提出部数は、正本 1 部、副本 10 部とし、副本については会社名等を記入せず、提案書を提出

したもの（以下「提案者」という。）が特定されないように提出すること。

②提出期限 令和7年12月12日（金） 午後5時まで（必着）

③提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送する場合は簡易書留に限る。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（4）提出先

〒529-1698

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野町役場 子ども支援課

（5）その他

ア 提出された書類等は返却しないこととする。

イ 技術提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式12）を提出すること。

ウ 現地説明会は実施しない。なお、敷地外から現地を見学することは可能であるが、周辺住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（1）基本事項

本プロポーザルは、基本構想に示す町が目指す認定こども園を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、詳細な設計を求めるものではない。

（2）技術提案を求める事項

①基本構想を踏まえ、特記仕様書に記載している内容に留意して技術提案（様式7）をすること。

②基本的な考え方を文章と、文章を補完するためのイラストやイメージ、図により記載すること。

③用紙はA3 4枚以内、片面印刷とする。（カラー印刷可）

④建設費とランニングコストの低減に関する提案について記載すること。

⑤文字は10.5ポイント以上とすること。なお、図や表中の文字については、この限りではないが、読みやすさに配慮すること。

⑥副本は提案者を特定することができる内容（具体的な会社名等）は記載しないこと。

10 審査方法

参加表明書等及び技術提案書等の審査は、（仮称）日野町認定こども園施設整備事業 設計委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

（1）参加表明書等

参加表明者が5者を超える場合、書類審査を実施し技術提案書審査の対象となる提案者を5者程度、選考する。

（2）技術提案書審査

①提案者から提出された技術提案書等を基に、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）を実施する。

②①を踏まえ、「（3）評価項目及び配点」に基づいて評価し、最も優れている提案者を優先交渉権者として選定する。

③評価点の合計が100点満点のうち、60点に満たない場合は契約候補者として選定しない。

④審査の順番は技術提案書等の受付順とする。

⑤スクリーンは町で準備するが、パソコン、プロジェクターは提案者で準備する。

⑥審査の結果については、すべての提案者へ個別に文書で通知するとともに、町ホームページへ掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査結果の公開・非公開

審査委員会による評価は、非公開とする。

(3) 評価項目及び配点

次の評価項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

評価項目	評価事項			配点
1. 実績及び能力	企業の業務履行実績 予定管理技術者の資格及び業績実績 等を評価			10 点
2. 実施方針	業務の目的、条件、内容の理解度等の業務の理解度 業務が円滑に実施可能な体制となっているかを評価			10 点
3. 技術提案書等	施設の配慮事項	①基本構想への配慮	基本構想を踏まえて、適格性、独自性、実現性を考慮した総合的な評価	30 点
		②利便性及び安全性への配慮	子ども、保育者等の動線に配慮し、災害ハザード（風水害、地震、猛暑）へ対応しているかを評価	15 点
		③ライフサイクルコストの軽減	将来における修繕、更新等への対応等、経済性に配慮されているかを評価	15 点
4. 特徴的な提案・意欲	提案者の特徴を活かした企画・提案がなされ、業務への意欲が感じられるか。			10 点
5. 提案価格	概算見積書の価格は技術提案内容を勘案して妥当であるか。			10 点

1 1 失格及び優先交渉権の取消し

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において、失格となった提案者が優先交渉権に選定されているときは、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉者に選定する。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- (2) 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- (5) 審査委員会委員へ個別に接触を図った場合
- (6) 上限金額を超える見積もり額を提示した場合
- (7) その他 本要領に違反した場合

1 2 契約締結等

- (1) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2）とし、手続き及び契約書は、日野町財務規則（平成 14 年規則第 17 号）の定めるところによるものとする

る。

(2) 契約書は取り交わすものとし、町が作成する。

(3) 本プロポーザルは、受託事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、技術提案内容を素案としながらも、町と受託事業者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

1 3 留意事項

(1) 技術提案書等について

①技術提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

②技術提案書等が郵送の場合は、不達及び遅配を原因とする提案者の不利益が生じて、町はその責めを負わないものとする。提案者は配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。

③提出された技術提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。

④提出期限を過ぎた後は、技術提案書等の追加、変更等はできないものとする。

⑤理由を問わず、技術提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

⑥提出された技術提案書等は、返却しないものとする。

⑦本業務により得られた成果は、全て町に帰属するものとする。

⑧提出された技術提案書等は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製等を行うことがある。なお、日野町情報公開条例（平成 11 年条例第 13 号）の規定による情報公開請求があった場合は、同条例の規定によりその全部又は一部を公開することがある。

(2) 町からの疑義照会及び追加資料

提案者に対して、町からその内容について疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

1 4 その他

令和 8 年度に予定している（仮称）日野町認定こども園施設整備事業 実施設計委託業務について、日野町議会において当該業務の予算が承認され、契約内容に関して必要な協議を行い、かつ双方の合意がある場合に限り、見積書の金額で契約を締結するものとする。

（仮称）日野町認定こども園整備事業 実施設計委託業務

契約上限金額 55,836 千円

1 5 事務局（問い合わせ先）

日野町子ども支援課

住 所：〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

電 話：0748-52-6583

F A X：0748-52-0089

E メールアドレス：kodomo@town.shiga-hino.lg.jp